―「引用」についての豆知識

「引用」の範囲を超えて他人の著作物を，自身の著作物へ取り込む場合(“転載”)には相手方(著作権者・出版社)の許諾が要ります．(許諾の条件として著作権使用料を請求される場合もあります) 但し，「引用」の条件を満たして利用する場合は自由に利用できます．

1．「引用」の条件

1）その著作物が**既に公表されている**こと．

2）執筆上(自説の説明・展開，学説の批評などのため)その文章，図表を取り込み使用する**必然性**がなければならないこと．

3）引用しようとしている文章の長さや，図，表の数・量が客観的にみて**正当な範囲**にあること．

4）原則として，改変を加えず，**原形を保持**すること．(改変使用の場合は，その旨の表示を必要とする)

5）原著者の名誉や声望を害したり，原著者の意図に反した使用法をしないこと．(例えば，原著者が既に訂正・補足した学説を，ことさらに訂正・補足以前のかたちのまま引用し，あるいは引用して批評するなど)

6）引用された文章，図表などがそれと判るよう明示すること．

7）出所(出典)を引用個所に近接して明示すること．

2．改変使用について

1）原著者の意を害さない範囲で内容を要約しての使用，あるいは，外国語を日本語に訳しての使用は「引用」として認められている．この場合は「出所の明示」に加えて，さらに〔…より改変(あるいは翻訳)〕などの“ことわり”を入れることが必要となる．

2）二つ以上の著者物を使用しそれを複合利用する場合は，出所の明示に加えて〔…と…とより複合〕などと，その旨付記する．

3）著しい改変を加え，もはや「引用」とは認められない図表などの場合，それを新しい原図(表)とするか否かは，そこに盛られる表現上の creativity の問題であり，その判断は著者自身の学問的良心による．

「引用」かどうか疑わしい場合(特に書籍から利用する際)には，まず原著の出版社に連絡されることをおすすめします．「出版権」設定に伴い出版社も複製の権利を所有しておりますし，著者が「著作権」の運用を出版社に委託している場合が通例となっております．

(上記は日本医書出版協会 発行の『著作権の知識―編集・執筆のために』より抜粋．発行所：電話 03-818-0160)

「胃と腸」編集室

©IGAKU-SHOIN Ltd, 2012

2026/10/13 03:32:11